

障がいのある方を虐待から守る！

〜虐待に気づいたら、すみやかに通報を〜

周りの人が小さな兆候を見逃さず、早期に発見することがとても大切です。皆さんが協力して、誰もが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

障害者虐待の特徴とは

- どの家庭でも起こりうる
- 虐待をしている人に、虐待している認識がないことがある
- 虐待されている人が虐待であると認識できず、自分から被害を訴えられない場合がある

どんな人から虐待を受けるの？

- ① 養護者（家族や親族など）
- ② 障害者福祉施設従事者など
- ③ 使用者（障害者を雇って働かせている事業主など）

虐待の区分とその具体例

区分	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える • 身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 性的な行為を強要する • わいせつな言葉を発する
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 脅し、侮辱などをする言葉を浴びせる • 仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える
ネグレクト（放棄・放置）	<ul style="list-style-type: none"> • 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない • 必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金を使ったり、勝手に運用したりする • 本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

障害者の虐待や養護者の支援に関するご相談、お問い合わせは下記までお願いします。

- 【日中（午前8時30分～午後5時15分）】
 ☎ 福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777
- 【休日夜間（緊急通報のみ受付）】
 ☎ 市役所（宿日直） ☎88-1111

相談窓口・相談員のご紹介（敬称略）

◆勝山市障害者生活支援センター（すこやか内） ☎87-0600	◆障害者相談員 障がいのある方やご家族の方の目線に立った相談支援を行います。
◆障害者相談支援事業所	・身体障害者相談員
勝山市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	酒井 智治 遅羽町大袋 ☎88-2848
郡町1丁目（すこやか内）	辻野 米夫 元町3丁目 ☎88-2935
☎88-1177	幅田 郁子 滝波町5丁目 ☎87-0882
九頭竜相談支援事業所 （九頭竜ワークショップ）	水谷 修 村岡町浄土寺 ☎88-3481
旭町3丁目	☎87-3003
大日園相談支援事業所	☎89-3210
荒土町松田	☎89-3210
◆知的障害者相談員	
笠川 浩幸 元町3丁目	☎88-0387

国保

国民健康保険喪失の手続きを！

お勤め先から保険証をもらったら

就職や扶養認定により会社などの健康保険に加入した方は、市民課で国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。会社などが本人に代わって手続きをすることはありませんので、必ずご自身で手続きを行ってください。

新しい保険証がお手元に届いたときは…
 新しい保険証に変わったことを病院にお知らせください。

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102

もう特定健診を受診しましたか？ ～通院中の方も受診しましょう～

特定健診を受けることにより、健康管理や病気の早期発見ができ、医療費の節約にもつながります。
 黄色の封筒で5月末に発送している健診通知をご確認ください。新たに国保に加入した方や受診券を無くされた方は、健康長寿課へお申し込みください。

☎ 健康長寿課（すこやか内）
 ☎87-0888

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証（勤務先から交付されたもの）
- ・国民健康保険証
- ・印鑑（認印可）
- ・手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

ご注意ください！

会社などの健康保険に加入した後に、国民健康保険証を使って医療を受けてしまった場合、国民健康保険が負担した医療費を返していただくことになります。

年金

年金受給者の方へ 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく！

老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税がかかります。
 下記の金額の老齢年金を受け取られた方には「扶養親族等申告書」が10月下旬にお手元に届きます。届いたら、なるべく早く年金事務所に提出してください。

年齢	年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

＜注＞提出されないと、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収額が多くなる場合がありますので、扶養親族となる方がいない場合でも忘れずに提出してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」・「扶養親族等申告書」はいずれも日本年金機構より郵送されます。

保険料を納めた方 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～
 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、大切に保管いただき、年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。
 ※ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された方の社会保険料控除に加えることができます

■証明書が送付される時期

- ・平成27年11月上旬
 ⇒9月30日までに保険料を納付された方
- ・平成28年2月上旬
 ⇒10月1日以降にはじめて保険料を納付された方

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102 福井年金事務所 ☎0776-23-4518
 ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル（控除証明書照会） ☎0570-058-555
 ※050で始まる電話からは ☎03-6700-1144 へおかけください